

支部長候補選出手続規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、「支部に関する規程」第6条に基づき、一般社団法人日本経営士会（以下「本会」という）の支部長候補の選任についての、選出方法と承認および決定手続きについて定める。

(支部長候補の選出区分)

第2条 支部長候補選挙における選挙区は、「支部に関する規程」第2条の下表に基づき北海道から九州までの12支部とする。

選挙区（支部）	区 域	選挙区（支部）	区 域
北海道	北海道	近 畿	大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、福井県
東 北	青森県、秋田県、岩手県、宮城県、山形県、福島県	中 国	岡山県、広島県、山口県、島根県、鳥取県
北関東	群馬県、茨城県、栃木県、長野県、新潟県	四 国	香川県、愛媛県、高知県、徳島県
千 葉	千葉県	九 州	福岡県、大分県、佐賀県、長崎県、宮崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県
埼 玉	埼玉県	台 湾	台湾
東 京	東京都		
南関東	神奈川県、静岡県、山梨県		
中 部	愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県		

(支部長候補選出の方法)

第3条 支部長の選出は選挙または、「支部に関する規程」に定める推薦により行い、支部ごとにこれを決定する。

第2章 選挙による選出

(選挙日とその公示)

第4条 選挙日は、支部長任期満了となる年の前年度に理事会の定めた日とする。

- 2 選挙日の公示は広報誌（マネジメント・コンサルタント）、ホームページ等に公示する。

(支部長候補選出数)

第5条 支部長候補の定数は各支部1名とする。

(選挙権・被選挙権)

第6条 支部長候補の選挙権を有する者は、次の(1) (2) (3)に該当するものとする。

- (1) 支部長候補選挙を行う年の1月1日以前から本会正会員である者
 - (2) 支部長候補選挙を行う年の2月1日までに発生した本会会費につき未納がない者
 - (3) 日本国に住所を有する者
- 2 支部長候補の被選挙権を有する者は、次の(1)及び(2)に該当する者とする。
- (1) 支部長候補選挙を行う年の1月1日から1年以上前の日より本会正会員である者
 - (2) 前項(2)及び(3)に該当する者。

(支部長立候補者の資格)

第7条 支部長立候補者の資格は、前条2項(1)及び(2)に該当し、選挙管理委員会の定める期間中に、立候補届を提出し登録した者とする。

- 2 立候補者の再任は妨げない。

(支部長立候補届と推薦人)

第8条 支部長立候補届と推薦書は次のとおりとする。

- (1) 支部長立候補届は選挙管理委員会が定めた以外の書式は無効とする。
- (2) 支部長立候補者は、支部長立候補届に自身の所属する支部の正会員からの推薦人10名以上または当該支部正会員の2割以上の推薦人リストを添付して、期限内に選挙管理委員会宛に「立候補届在中」と表書きし郵送しなければならない。但し支部長候補者は自己の推薦人になれない。
- (3) 推薦人は、推薦候補者名及び推薦人自身の会員番号、自署による氏名を記載し、立候補者に送付する。
- (4) 推薦書は選挙公報に掲載する。
- (5) 選挙を実施する年の2月1日までに発生した本会会費につき未納のある者は推薦人になることはできない。
- (6) 推薦人は、推薦書届出後、自分が推薦する推薦立候補者の変更をすることはできない。

- (7) 選挙管理委員会委員は支部長立候補者及び推薦者人になることはできない。
- (8) 推薦人が2名以上の立候補者を推薦した場合は、その推薦はすべて無効とする。
- (9) 上記(1)から(8)の手続き等に疑義が生じた場合は、理事会においてその対応を行う。

(選挙管理委員会)

第9条 選挙管理委員会に関しては「本部役員候補者選出手続規程」第3章に準ずる。

(投票)

第10条 投票は「本部役員候補者選出手続規程」第4章第14条準ずる。

(開票)

第11条 開票は「本部役員候補者選出手続規程」第4章15条に準ずる。

(無効投票)

第12条 無効投票は「本部役員候補者選出手続規程」第4章16条に準ずる。

(投票の効力の決定)

第13条 投票の有効性は「本部役員候補者選出手続規程」第4章17条に準ずる。

(当選順位)

第14条 有効投票の最多数獲得者を当選とし、得票数が同一のときは、推薦人が多い順に当選とする。得票数及び推薦人双方が同一のときは、開票会場において開票者が定める方法を当該立候補者に連絡、承認を得て、当選者を抽選にて決定する。

- 2 前項の規定に関わらず「本部役員候補者選出手続規程」第13条第6号により、理事会において当選が留保された者の順位は、理事会が決定するまでこれを留保する。

(支部長候補者の確認)

第15条 支部長候補選挙における当選者の確認は、理事会がこれを行う。

(選挙の効力への異議申し立て)

第16条 選挙の効力への異議申し立てについては「本部役員候補者選出手続規程」第6章第21条に準ずる。

(選挙費用)

第17条 支部長候補選挙の諸経費は当該支部が負担するものとする。

(支部長候補に欠員が生じた場合の措置)

第18条 支部長候補選挙の後、次の各号にあげる事由で欠員が生じた場合、第3章の規程により推薦により選出する

- (1) 当選人が死亡したとき。
- (2) 当選人が辞任を申し出たとき。
- (3) 「本部役員候補者選出手続規程」第13条第6号の規定による当選人の留保が生じたとき。
- (4) 当該選挙における、選挙行動に違反したことを本人が認めたとき。

(立候補者が無い場合)

第19条 支部長候補者の選挙による選出を実施後、立候補者が無い場合は第3章の規程に従い支部長候補者の選出を行う。

第3章 推薦による選出

(支部長候補推薦者の選出)

第20条 支部長候補推薦者の選出は、「支部に関する規程」によるものとする。

- 2 現支部長は次期支部長候補者選出を承認した支部総会の議事録を理事会に提出する。

第4章 新任支部長の会員への周知

(新任支部長の周知)

第21条 選出された新支部長の氏名を広報誌、ホームページなどにより会員に周知徹底する。

(本規定に定めない事項)

第22条 支部長選出手続につき本規定に定めのない事項については、理事会において判断する。

附 則

(規程の改廃)

第23条 この規程は必要に応じて理事会の議を経て改定することができる。

平成26年 7月 2日に制定／平成27年 6月 1日 一部改定
平成27年 6月25日一部改定／平成27年11月20日 一部改定
平成29年12月 7日一部改定／令和 1年10月17日 一部改定
令和3年11月19日一部改定／令和3年12月17日一部改定
令和5年11月17日一部改定

支部に関する規程（抜粋）

第6条 支部幹事は、原則として“支部長、副支部長、平幹事”で構成される。

支部幹事で構成される会議を幹事会と言う。

支部役員は、支部幹事と監事で構成される。

支部役員の選出と承認・決定方法は、以下の通りとする。

支部役員の選出後、当該支部会員にはメール等で速やかに周知する。

- (1) 支部長は、幹事会の議を経て候補者を選出し、支部総会の承認のもと決定され、本部理事会に議事録と共に速やかに報告する。
- (2) 副支部長は、支部長の後任候補や支部長代行等の観点から1名以上置くものとする。
副支部長は平幹事の中から幹事会で選出され、支部総会の承認のもとで決定される。
- (3) 平幹事は3名以上10名以下を置くものとし、幹事会にて支部会員から選出され、支部総会の承認のもとで決定される。
- (4) 原則として、監事は2名置くものとし、幹事会にて支部会員から選出され、支部総会の承認のもとで決定される。

（支部役員の選出方法）

第7条 次期体制における、支部役員の選出については、本人および関係者の合意得るための調整を主として、以下によるものとする。

- 2 自薦・他薦での推薦による選出方法を主として、次の手順により行う。
手順1：支部長は幹事会を開催し、現行体制から次期体制への差分を設定する。
差分とは、支部役員の退任等に伴う後任の補充、副支部長数や平幹事数の変更のことをいう。
手順2：次期体制への差分に関わるメンバーの設定について、支部内のメール等での広報手段を使って支部内の会員に周知するとともに、適正な期間を決めて立候補者を公募する。
手順3：公募終了後、支部長は幹事会を開催し、次期支部役員について、本人や関係者の合意を得る調整を行い、自薦・他薦にて支部役員を選出する。
- 3 公募に伴う立候補者の資格は、在籍1年以上の正会員であり、推薦を行う年の2月1日現在、当該年度までの会費納入済である者とする。
- 4 次期支部長に対して複数の立候補者があり、幹事会にて本人と関係者の合意を得る調整が困難な場合は、支部会員による選挙などを行う必要があるため、「支部

長候補選出手続規程」に基づいて実施するものとする。

また、現支部長は選挙管理委員会に相談して、今後の進め方を決めるものとする。

- 5 手順1、手順2の方法を実施した結果、立候補者不在などの理由により、次期体制の支部役員を選出が困難で、支部内で解決できない場合は、現支部長は担当のブロック長および会長に相談して、今後の進め方を決めるものとする。
- 6 現支部長は、上記の本条4項、5項の事態も想定して、余裕を持った選出に伴う実行計画を立てること。

(支部役員任期)

第10条 支部役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度に関する支部総会の終結の時までとする。ただし、支部総会の決議によってその任期を短縮することは妨げない。

以上